(ﾛ)　平成18年度から公告日の前日までの期間に、単独申込及び工事共同企業体申込の代表者にあっては⑧イ(ｲ)同種工事１についての経験を有する者（共同申込の代表者以外にあってはロ(ｲ)ｃ同種工事２についての経験を有する者）であること。ただし、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たさない場合は、同種工事の経験とはみなさない。
ａ　同種工事１及び２の契約時点で上記ロ(ｲ)の資格を有していること。
ｂ　同種工事１及び同種工事２の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までのすべての期間に従事していること。

(ﾊ)　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ﾆ)　工事受注予定業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは下記５(1)に定める申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑩　次のイからハに掲げる条件をすべて満たす管理技術者を実施設計に配置できること。(実施設計を⑷⑧イ(ﾛ)に定める申込者の一員に行わせる場合は、⑷⑧イ(ﾛ)に定める設計業者に配置できること。)
イ　一級建築士の資格を有する者。
ロ　日本国内において、平成18年度から公告日の前日までに完了した同種設計２について元請として従事した経験を有する者であること。
ハ　工事受注予定業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは下記５(1)に定める申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑪　施工体制に関し、次の要件を備えていること。
イ　会社としての「契約不適合処理体制」が整備されていること。
ロ　施工に当たって、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

⑫　当機構東日本地区で発注した工事種別「建築」において調査基準価格を下回った価格をもって平成31年４月１日以降に契約し、工事成績評定が68点未満である者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）については、次の条件を満たしていること。
・当機構東日本地区で発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
・当機構東日本地区で発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、申請書等の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑬　低入札価格調査対象となった場合には、⑨に掲げる基準を満たす専任の技術者をすべての工事に１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。(工事共同企業体申込の場合は、工事共同企業体として上記に掲げる技術者の追加配置を求めるものとする。)

⑭　工事共同企業体の構成基準　工事共同企業体の構成は、①から⑬をすべて満たす者で構成され、かつ、次のイ及びロにより構成しなければならない。また、工事共同企業体の構成員数は、３者以内とする。
イ　各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上であること。
ロ　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

⑮　工事共同企業体の認定申請等
イ　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する工事共同企業体は、下記５(1)に定める申請書等の提出に先立ち、「特定建設工事共同企業体協定書等の作成の手引き」による「共同請負入札参加資格審査申請書」、「特定建設工事共同企業体協定書」、「委任状」及び「工事履歴書」を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。(事前にシステム上の登録が必要なため、資料提出期限日の一週間前までに下記４(1)に提出すること。)
ロ　提出方法　持参によるものとし、郵送その他によるものは受け付けない。なお、下記５(1)の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。
ハ　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

⑯　以下のいずれかについて届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
イ　健康保険法　(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
ロ　厚生年金保険法　(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
ハ　雇用保険法　(昭和49年法律第116号)第７条の規定による届出の義務

３　設計業務等の受託者等
(1)　上記２⑷⑥の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
・株式会社入江三宅設計事務所、株式会社建築設備設計研究所、株式会社タウンスケープ研究所、宏栄コンサルタント株式会社、茜建築コンサルタント株式会社、株式会社アーバンテクノス

(2)　上記２⑷⑥の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者又は設計業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。
①　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者又は設計業者。
②　建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている当該建設業者。
③　設計業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている当該設計業者。

４　担当本部等
(1)　「公募全般」に関すること　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー17階）　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　技術監理部工務課　電話03―5323―4927

(2)　「保留床等取得」に関すること　〒103―0028 東京都中央区八重洲一丁目３番７号（八重洲ファーストフィナンシャルビル18階）　独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部　都心業務部事業推進第３課　電話03―5200―8646

(3)　「基盤整備工事Ⅰ」及び「基盤整備工事Ⅱ」に関すること（設計内容、積算等）　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー18階）　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　設計部都市再生設計第１課　電話03―5323―3165

(4)　「建設工事」に関すること（設計内容、積算等）　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー18階）　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　設計部都市再生設計第１課　電話03―5323―2237

(5)　入札・開札に関すること　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー19階）　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部首都圏入札課　電話03―5323―2576

(6)　令和３・４年度の一般競争参加資格の認定に関すること　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー19階）　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部首都圏入札課　電話03―5323―2576

５　競争参加資格の確認
(1)　競争の参加希望者は、上記２に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び申請に関連する資料（以下「申請書等」という。）を提出し、東日本都市再生本部長及び東日本賃貸住宅本部長（以下「両本部長」という。）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。上記２⑷①の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記２⑷②から⑬及び⑯までに掲げる事項をすべて満たしているときは、開札のときにおいて上記２⑷①に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記２⑷①に掲げる事項を満たし